

# インターネット専用普通預金規定

## 第1条 預金の預け入れ

1. インターネット専用普通預金（以下、「この預金」といいます。）への預け入れは、次の方法で行うことができます。
  - (1) 豊田信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（以下、「ATM」といいます。）からの現金受け入れ
  - (2) 内国為替による振込金の受け入れ
2. 内国為替による振込金の受け入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客様に事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

## 第2条 預金の払い戻し

1. 預金の払い戻しは、次の方法で行うことができます。
  - (1) 当金庫所定のネットワークに接続したパーソナルコンピュータおよび当金庫所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用して当金庫に開設されているお客様名義の他の預金口座宛、ならびに当金庫に開設されている他の名義の口座宛または他行宛に行う振込
  - (2) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等のATMからの現金による払い戻し
2. この預金から払い戻しをする場合に、その総額が1日あたりの出金限度額を超えることはできないものとします。取引実行時点において払い戻すべき金額が不足している時は、当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

## 第3条 利用条件

1. この預金の口座開設、預け入れ、払い戻し、解約については、当金庫本支店の窓口で取引することはできません。
2. この預金は、通帳または証書を発行いたしません。
3. この預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
4. この預金は、融資、ローン等の担保とすることができません。
5. この預金は、手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。

#### 第4条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として、当金庫所定のこの預金の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組み入れます。
2. 利息の計算は、1年を365日とする日割り計算とし円未満は切り捨てます。
3. 利率は、金融情勢の変化などにより変更することがあります。

#### 第5条 譲渡、質入れ等の禁止

この預金、預金契約上の地位その他、この取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### 第6条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当金庫に預金保険法が定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するための担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当金庫に対し複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を当金庫所定の方法で届け出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - (2) 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
  - (3) 第1号の指定により債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。なお、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときに

は、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

#### 第7条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、とよしんインターネット支店取引規定、とよしん「WEBバンキングサービス」利用規定のほか、当金庫の各種預金規定、規則および諸手続き、取引慣例等により取り扱うものとします。

以上

(平成28年3月4日現在)